

災害福祉支援 通信

2025年7月1日 Vol.4

全国社会福祉協議会 全国災害福祉支援センター準備室

○本メールニュースは、都道府県災害福祉支援ネットワーク主管課・事務局、都道府県社会福祉協議会災害福祉支援部局等の皆様へ①災害福祉支援に係る情報、②全国災害福祉支援センター準備室が実施する事業等の案内等をご提供いたします。

今号のトピックス

- 1.「被災者の命と暮らしを守る災害福祉支援のさらなる拡充に向けて
～災害法制の改正を踏まえて～」 全国社会福祉協議会 会長 村木厚子
- 2.「災害福祉支援のさらなる拡充に向けた当面の課題と対応等について」
全国社会福祉協議会

1.「被災者の命と暮らしを守る災害福祉支援のさらなる拡充に向けて ～災害法制の改正を踏まえて～」

福祉関係者の皆様へ

被災者の命と暮らしを守る災害福祉支援のさらなる拡充に 向けて～災害法制の改正を踏まえて～

全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子

このたび、令和6年能登半島地震の経験と教訓を踏まえ、災害救助法等の改正により、「福祉サービスの提供」が正式に法制度の中に位置づけられることとなりました。この法改正は、長年にわたり全国の福祉関係者の皆様が災害時に展開してこられた支援活動の重要性が、国として明確に認識された結果であり、福祉の現場からの声が形となった、極めて画期的な一歩であると受け止めております。

災害は、すべての人に影響を及ぼしますが、特に高齢者、障害のある方、子ども、ひとり親家庭、生活に困窮されている方々など、社会的に脆弱な立場にある人々に深刻な影響を及ぼします。私たち福祉関係者は、そうした方々の命と暮らし、そして尊厳を守ることを使命として、日頃から支援に取り組んできました。

そして、災害時にも、その支援を絶やすことなく、被災地に寄り添い続けてきました。

今回の法改正により、「福祉」は災害支援における重要な要素として明文化されました。これは、災害時の福祉支援を一過性の“応急対応”ではなく、制度的に支えられた“継続的な支援”として捉える転機でもあります。そしてこれは、福祉関係者の取り組みに対する社会からの信頼と期待の表れでもあります。

私たちはこれから、この新たな法的枠組みを活かしながら、実効性のある支援体制の構築を進めていかねばなりません。制度の整備、財源の確保、人材の育成、平時からの備えなど、取り組むべき課題は少なくありません。しかし、それぞれの現場で実践を重ねてきた皆様とともに歩みを進めることで、より安心・安全な災害支援体制を築くことができると確信しています。

阪神・淡路大震災が発生した平成7年が「ボランティア元年」と称されるように、令和7年が「災害福祉支援元年」として後世に記憶されるよう、本会は、今後も皆様と連携しながら、災害時における福祉支援のさらなる拡充と体制の強化に取り組んでまいります。

あらためて、これまでの皆様のご尽力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2. 「災害福祉支援のさらなる拡充に向けた当面の課題と対応等について」

災害対策基本法等の改正が本日 7 月 1 日に施行されましたが、改正の趣旨を実際の災害福祉支援にいかすためには、さらなる拡充が必要です。災害福祉支援の拡充に向けた当面の課題と対応等について、以下にまとめましたので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 7 月

災害福祉支援のさらなる拡充に向けた当面の課題と対応等 について

全国社会福祉協議会

災害救助法第 4 条救助の種類に「福祉サービスの提供」が規定される等からなる災害対策基本法等の一部を改正する法律が本年 7 月 1 日から施行されました。

これまでの福祉関係者の災害福祉支援の実践や充実に向けた取組の成果であるとともに、法改正の趣旨を実際の災害福祉支援にいかすためには、さらなる拡充が必要であると考えております。

これからも以下にあげる課題等への対応を行ってまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 災害法制に位置づけられた「福祉サービスの提供」の範囲について

令和 7 年 6 月 24 日内閣府告示第 101 号「災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準」の一部改正 から抜粋

第 7 条（福祉サービスの提供）

福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

3 次の範囲内において行うこと。

- イ 災害時要配慮者に関する情報の把握
- ロ 災害時要配慮者からの相談対応
- ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- ホ 福祉避難所の設置

（1）DWAT の活動範囲の拡大への対応

法改正に伴う関連告示、厚労省の DWAT ガイドラインの改正により、避難所・

福祉避難所に限定されていた DWAT の活動範囲が、在宅及び自家用車で生活をする要配慮者、社会福祉施設等で生活をする要配慮者その他支援を必要とする要配慮者に対する支援へと拡大された。

⇒ 一方で、DWAT の活動に際して、

①在宅等における支援ニーズの把握や他の支援活動との連携

②活動範囲が拡大することによるチーム員の増強

③派遣調整やマネジメントにかかる体制整備

といった課題への対応を図る必要がある。

⇒ 本年度、厚生労働省において、活動手順等の標準化や体制の在り方を整理すべく調査研究事業が予定されており、本会において、都道府県災害福祉支援ネットワークの協力を得ながら、本事業に参画することとしている。

⇒ 都道府県災害福祉支援ネットワークの令和 7 年度予算は、2.0 億円から 2.9 億円に増額されたが（1 県あたりの上限額が 550 万円から 600 万円に増額）、都道府県における災害福祉支援の体制整備のためには不十分であるため、継続して増額のための働きかけが必要である。

（２）被災した社会福祉施設・事業所の事業継続、早期再開のための支援の位置づけ

DWAT の活動範囲の社会福祉施設等への拡大により、DWAT による支援が可能となった。

⇒ 一方、被災による入所者の移送等（利用者の減）により収入が減少した場合の財政面の支援や、損壊した施設の復旧のための災害復旧国庫補助の早期適用のための手続きの簡素化や要件の緩和については、継続した働きかけが必要である。

⇒ また、被災した社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣にかかる人件費に関して、災害救助費の適用となるか、介護報酬等による派遣先施設への求償となるかについては明確になっていない。被災施設等において生じる負担の実情に鑑み、当該応援派遣が救助の種類としての「福祉サービスの提供」に位置づけられ、災害救助費の適用となるよう、さらなる働きかけが必要である。

（３）社協職員（応援職員を含む）による災害ボランティアセンターの運営支援

社協職員が災害ボランティアセンター運営支援のなかで行う被災住民への相談対応・訪問調査等は、「福祉サービスの提供」に位置づけられる災害時要配慮者に関する情報の把握、相談対応として、災害救助費、救助事務費の対象となる旨、内閣府防災からの回答を得た。

2. 災害福祉支援体制の整備等にかかる財源の拡充に向けた対応

⇒ 幅広い災害福祉支援活動を円滑かつ効果的に展開するうえで不可欠となる調整機関をはじめとする体制整備等にかかる財源・費用については、現時点で財政面の手当が明確になっていないが、与党議員による国会質疑等、課題の認知が広がっており、今後継続して実現に向けた取り組みを進める必要がある。

- ①平時、災害時の災害福祉支援の拠点となる「災害福祉支援センター(都道府県、全国)」の整備にかかる財源
- ②災害ボランティアセンターへの社協職員の応援派遣に係るレンタカー代(その他、車両にかかる経費)
- ③災害ボランティアセンターの運営にかかる各種費用(消耗品費、器具什器費、保険料、警備委託費等)

お問い合わせ

全国社会福祉協議会 災害福祉支援センター準備室【蓮子(はし)、駒井】

z-saigai_shien@shakyo.or.jp